

第21回甲州市およっちょい祭り 模擬店出店要領

1. 出店日時

令和8年10月18日(日) 搬入時間: 7:30~ 8:30※

開店時間: 9:00~16:00

搬出時間: 16:30~17:00※

※8:50から16:10まで市役所周辺は交通規制(予定)となり、車の移動が出来なくなります。

2. 出店場所・出店募集数

① 市役所東側駐車場(飲食ブース):約30店舗

② 中央防災広場「塩むすび」(体験・物販ブース):約15店舗

※「塩むすび」は全面芝生のため、出店場所に車両は乗り入れできません。搬入搬出の際に、舗装された広場内の歩道は走行可能です。

※申請者多数の場合は、実行委員会において選考させていただきます。

※出店場所の配置は、実行委員会事務局で他の出店状況などを考慮し、決定させていただきますので、ご希望に添えない場合があることを予めご了承ください。

3. 出店資格

以下のいずれかに該当するもの又はその他実行委員長が認めた団体

① 甲州市内に在住する個人

② 市内で活動、営業している団体及び個人

③ 友好都市関係機関から推薦された団体

4. 基本ブース仕様

① 出店スペースは、3.6m×3.6m(1区画)とする。(テーブル2台及びイス2脚つき)

② キッチンカー出店の場合は、車両に応じたスペースとする。ただし、普通車までの車両とする。

※様式4に車両のサイズを記入してください。

※キッチンカー出店の際にはテーブル、イスのご用意はありません。

③ テント、必要な物品、燃料、電源、表示看板等は申請者(団体)が用意するものとする。

5. 出店料

① 飲食ブースへの出店料は、1区画につき、18,000円とする。

② キッチンカー出店の場合は、出店料は15,000円とする。

③ 体験・物販ブースへの出店料は、13,000円とする。

第21回甲州市およっちょい祭り 模擬店出店要領

- ④ 金銭の授受の伴わない無料配布や啓蒙活動、障害者福祉施設に該当する団体、友好都市推薦団体など実行委員長が認めたものについては、出店負担金の一部または全部を免除できることとする。

※出店許可書交付時に請求書を同封します。

6. 申込締切

令和8年8月14日（金）必着

7. 申込方法

出店を希望する者は、以下の必要書類を揃え、甲州市およっちょい祭り実行委員会事務局（甲州市観光商工課内）に持参、郵送のいずれかの方法で提出するものとする。

- ① 「甲州市およっちょい祭り模擬店出店申込書(様式1)」
- ② 「暴力団関与のない旨の誓約書兼承諾書(様式2)」
- ③ 「提供食品の概要(様式3)」(食品の提供を行う場合)
- ④ 「模擬店レイアウト(様式4)」(食品の提供を行う場合)
- ⑤ 様式2に記入した出労者全員の顔写真付きの身分証明書(運転免許証等)のコピー
- ⑥ キッチンカーでの出店の場合や仕込み場所について保健所から営業許可を受けている場合にはその営業許可証の写し
- ⑦ 「申請時チェックリスト(様式5)」

※FAXでの申込は受付できません。

8. 留意事項

(1) 出店許可証はお祭り当日に携行すること。

(2) 食品を提供する場合は、次の衛生管理に留意して食中毒防止に努めること。

※山梨県が公表している「イベント等における食品取扱いの指導指針」をご一読いただき、記載されている内容を遵守してください。

※仕込みは会場では行わないこと。(仕込みとは食品の洗浄、細切、調味、成形、下ゆで等、なお豚汁やカレー等の調理も含みます。) また、仕込みは原則、調理室等の食品を衛生的に取り扱うことのできる施設で事前に行ってください。

※原材料等は適切な方法で保存し、食品をはじめ、施設、設備の衛生管理に充分注意すること。

(3) 火気を取扱う際や発電機を使用する際は、テント内に必ず「消火器」を設置し、ガソリンなどの燃料は火気から離れた箇所で保管すること。

※当日、消防署の査察があります。

(4) 出店者のゴミは必ず持ち帰ること。また、出店場所を汚す可能性がある場合は、ブルーシート等を敷くなど出店場所の現状維持に努めること。

第21回甲州市およっちょい祭り 模擬店出店要領

- (5) 山梨県暴力団排除条例に基づき、管轄警察署から代表者（出店責任者等）に対し、照会がある場合があるので、予めご承知おきください。
- (6) 交通規制時間中に会場へ車を乗り入れての搬入・搬出は、通行者等の危険となるので、絶対に行わないこと。
- (7) 出店に関するトラブルや苦情（盗難、事故等含む）について、主催者は一切の責任は持たないので、出店者の責において対応をすること。
- (8) 悪天候や感染症拡大等により、およっちょい祭りの開催を中止した場合は、出店料をはじめ事前準備等に係る費用の補償は行わないものとする。
- (9) 実行委員長は申請内容に虚偽記載があった場合等、祭りに不相当と認めたときは、許可を取り消し、また出店中であっても、即刻閉店させることができる。この場合、出店料の返還は行わないものとする。
- (10) 出店料を納入期限までに納付しない場合は、出店許可を取り消すことがある。
- (11) 出店許可後に出店者側の意向により出店を取りやめた場合は、その理由の如何を問わず、出店料の返還は行わないものとする。
- (12) 出店時間(搬入、搬出時間)を遵守すること。違反した場合は、次年度以降の出店を断ることがある。